

滋 医 福 第 1 8 1 2 号
令和 8 年（2026 年）9 月 15 日

介護員養成研修事業者 御中

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
（ 公 印 省 略 ）

滋賀県介護員養成研修事業実施要綱および滋賀県介護員養成研修事業
指定事務取扱要領の一部改正について（通知）

平素は、介護員養成研修の実施に格段の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、介護員養成研修事業者および当該研修受講者の負担軽減を図るべく、滋賀県介護員養成研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、滋賀県介護員養成研修事業指定事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）および滋賀県介護職員初任者研修の研修事業者のための手引きを改正しましたので、通知します。

別紙に主な改正内容をまとめましたので、御確認いただき、適正な研修事業の実施をお願いします。

なお、通信学習等に関する内容について、厚生労働省通知「介護員養成研修の取扱細則の一部改正について」（令和 8 年 3 月 31 日付老認発 0331 第 5 号）により、令和 9 年 4 月から実施要綱および取扱要領等の一部改正する予定です。詳細については、令和 9 年 1 月頃にお示しする見込みですので、併せて御承知おき願います。

【参考】

老認発 0331 第 5 号 介護員養成研修の取扱細則の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001684530.pdf>

【担当】滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護・福祉人材確保係 神田
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
TEL:077-528-3597 / FAX:077-528-4851

別紙

主な改正内容 概要

(1) 実施要綱

○第6 3(4)イ④(補講について)

補講方法の1つに研修映像のビデオを視聴する方法を設けているが、研修時間数の概ね1割の限度時間を撤廃しました。

また、研修事業者の管理下で視聴する制度も併せて撤廃しました。

○実施要綱別紙1 欄外（研修の手順について）

従来の研修手順のルールを緩和しました。

また、補講の際の研修手順の取扱いを撤廃しました。

研修手順の新旧概要 （介護職員初任者研修の例）

旧	新
開講式・オリエンテーション	開講式・オリエンテーション
▽	▽
科目1 職務の理解	科目1 職務の理解
▽	▽
科目2から科目8	科目2から科目9
▽	
科目9「Ⅰ基本知識の学習」	
▽	
科目9「Ⅱ生活支援技術の学習」	
▽	
科目9「生活支援技術演習」	
▽	▽
科目10	科目10
※補講の際も同様の取扱い	※補講の際の取扱いはこの限りではない。

(2) 取扱要領

○別紙2 3 科目4(2)（講師要件の拡大について）

科目4(2)における講師要件を拡大しました。

科目4(2)講師要件の新旧 （介護職員初任者研修の例）

旧	新
①リハビリテーションの理念	①リハビリテーションの理念
○医師	○医師
○資格取得後、3年以上の実務経験を有する	○資格取得後、3年以上の実務経験を有する

・理学療法士 ・作業療法士 ②その他 ○医師 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師	・理学療法士 ・作業療法士 ・保健師 ・看護師 ・介護支援専門員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士 ②その他 ○医師 ○資格取得後、3年以上の実務経験を有する ・保健師 ・看護師 ・准看護師 ・介護支援専門員 ○資格取得後、5年以上の実務経験を有する ・介護福祉士
---	---

○第12（受講決定報告書の廃止について）
 受講決定報告書の提出を廃止しました。